

指定給水装置工事事業者の皆様へ

長泉町上下水道課からのお知らせ

令和元年10月1日から
指定給水装置工事事業者は
5年毎の更新が必要になりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から **5年間**となりました。
更新手続きの詳細については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に通知させていただきます。

- 指定更新の要件は **水道法第25条の3(指定の基準)** を準用し、下記の確認を行います。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- 更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認※を行います。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)による
適正に給水装置工事の事業を運営していることの確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び
配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは
長泉町上下水道課 TEL:055-989-5524